



令和7年1月24日

国土交通省関東地方整備局

千葉国道事務所

東日本高速道路株式会社関東支社

千葉工事事務所

## 首都圏中央連絡自動車道（大栄JCT～松尾横芝IC）

### 連絡調整会議（第3回）の開催結果について

首都圏中央連絡自動車道（大栄JCT～松尾横芝IC）の現在の進捗状況等について、国土交通省、千葉県及び東日本高速道路株式会社で情報共有を図るため、首都圏中央連絡自動車道（大栄JCT～松尾横芝IC）連絡調整会議（第3回）を開催しましたので、開催結果をお知らせします。

開催日時：令和7年1月24日（金）11時から12時

開催場所：国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 302会議室

構成機関：国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

千葉県 県土整備部 道路計画課

東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所

議事概要：別添のとおり

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会

<問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

電話：043-287-0311（代表）

副所長 山本（やまもと） メールアドレス：ktr-chiba-koho@mlit.go.jp

東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所

電話：043-350-3321（代表）

副所長 今藤（こんどう）

## 首都圏中央連絡自動車道（大栄 J C T ～松尾横芝 I C）連絡調整会議（第 3 回） 議事概要

### 1. 日時

令和 7 年 1 月 2 4 日（金） 1 1 時から 1 2 時

### 2. 出席者

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所長 藤井 和久

千葉県 県土整備部 道路計画課長 横田 彰洋

東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所長 松原 仁

### 3. 議事

（1）現在の進捗状況について

（2）課題及び今後の開通見込みについて

（3）インターチェンジ名称の決定について

#### 4. 議事概要

##### ○現在の進捗状況について

- ・用地取得率は100%。
- ・全線において、用地取得が完了し、各自治体の協力のもと、支障物移設、未発注工事の契約手続きを進めつつ、工事を実施中。
- ・芝山トンネルは、令和6年2月28日に掘削が完了（貫通）し、覆工コンクリートなどを施工中。
- ・入札不調が発生していた機能補償道路工事（跨道橋）においては、工事を実施中。

##### ○課題及び今後の開通見込みについて

- ・用地未取得箇所、芝山トンネルの掘削、重金属の対応及び機能補償道路工事（跨道橋）の入札不調などの課題の解決が図られてきており、引き続き大栄ジャンクション～松尾横芝インターチェンジ間は令和8年度までの開通を目指す。
- ・なお、大栄ジャンクションから多古インターチェンジ間は、土の性状による盛土の作業能力低下等の課題はあるものの、改良ヤードや改良機の追加確保を行い、工程への影響を確認しながら、引き続き、1年程度前倒しを目指し工事を進めていく。

##### ○インターチェンジ名称の決定について

- ・インターチェンジの名称は、千葉県内の道路管理者等で組織する道路標識適正化委員会の意見を踏まえ決定された名称原案をもとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による所定の手続きを経て、「圏央成田（けんおうなりた）インターチェンジ」、「多古（たこ）インターチェンジ」に決定した。

##### ○その他

- ・沿線地域では、開通を見越し、新たな開発が計画されるなど、県民や県内の経済団体などから開通に対する期待が大きい。

については、開通見込みの確実な達成に向け、引き続き、関係者間で協力するとともに、開通見込みに関わる新たな課題等が発生した場合、速やかに情報共有を図る。

首都圏中央連絡自動車道（大栄 J C T ～松尾横芝 I C）  
連絡調整会議（第 3 回）

説明資料

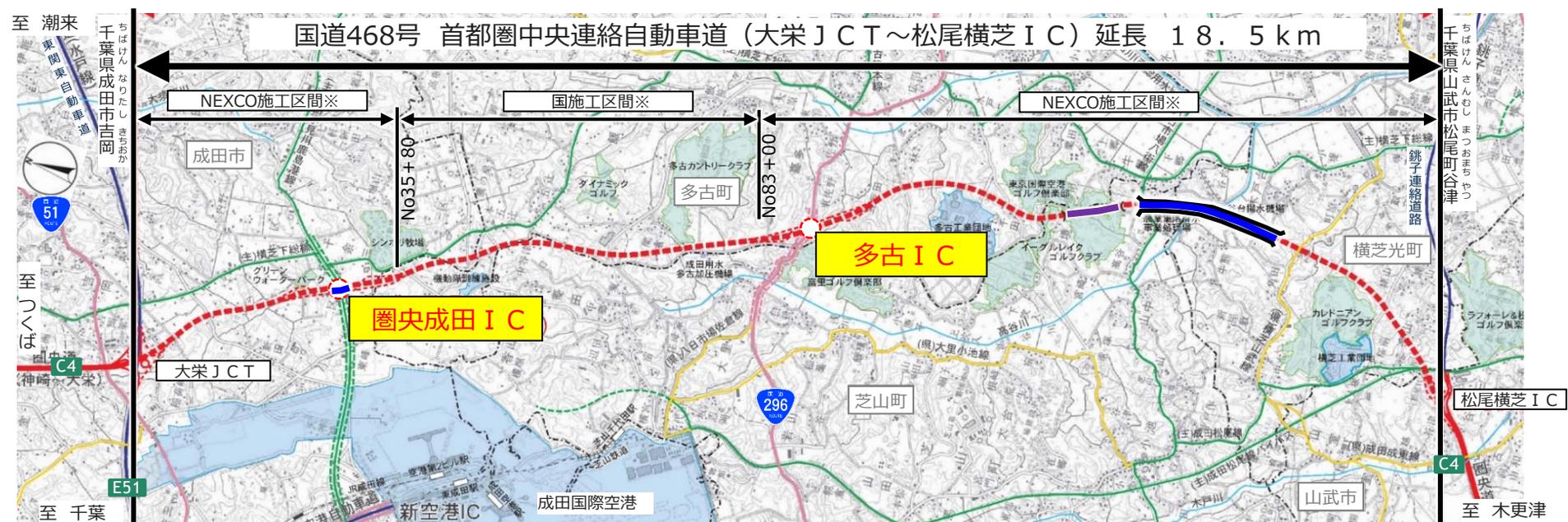
令和 7 年 1 月 2 4 日

国土交通省関東地方整備局  
千葉国道事務所  
東日本高速道路株式会社関東支社  
千葉工事事務所

## <目次>

1. 現在の進捗状況について
2. 課題及び今後の開通見込みについて
3. インターチェンジ名称の決定について

# 現在の進捗状況について



## 用地及び工事進捗

- 平成25年度より用地取得着手。用地取得率は現在100% (令和6年12月末時点)
- 大栄JCT~松尾横芝I.C間18.5km全線において、土工工事・橋梁工事・トンネル工事実施中
- 舗装工事・施設工事についても契約し、順次舗装工事へ引渡しを実施

凡例： - - - : 土工区間 — : 橋梁区間 — : トンネル区間

※本体工の施工区分であり、舗装・施設については、全線NEXCO施工

凡例：	<span style="background-color: #f4a460; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 用地取得済及び本線工事着手区間	<span style="background-color: #ffff00; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span> 用地未取得及び一部工事未着手区間
-----	---	--

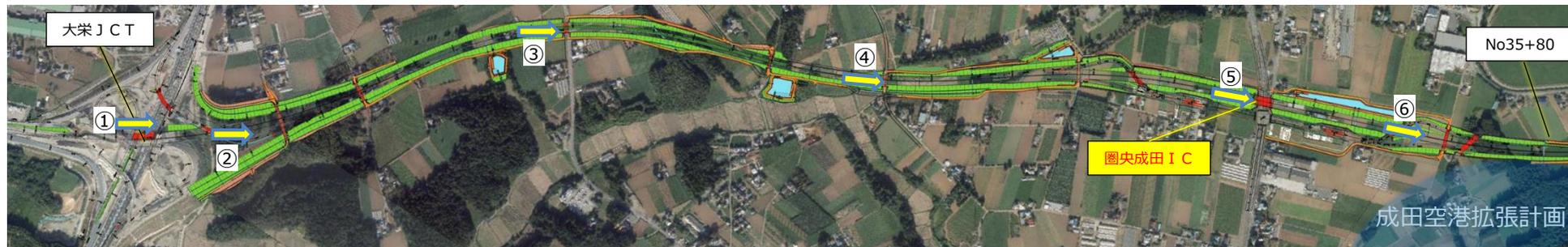
※舗装・施設工事は全線NEXCO施工

(令和5年10月13日) 前回会議時	施工区分※	NEXCO		国	NEXCO				
	工事状況	土工(施工中)	上部工(施工中) 下部工(施工中)	土工(施工中)	土工(施工中)	トンネル工(施工中)	土工(施工中)	上部工(施工中) 下部工(施工中)	土工(施工中)
	用地状況								

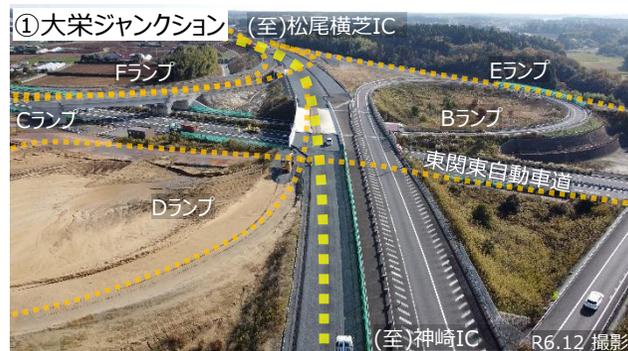
(令和7年1月24日) 今回会議時	施工区分※	NEXCO		国	NEXCO				
	工事状況	土工舗装工(施工中)	上部工(施工中) 下部工(施工中)	土工舗装工(施工中)	土工(施工中)	トンネル工(施工中)	土工(施工中)	上部工(施工中) 下部工(施工中)	土工(施工中)
	用地状況								

# 現在の進捗状況について（現況写真①）

## ■ 工事進捗状況（NEXCO施工区間：大栄JCT～No35+80）



出典：国土地理院

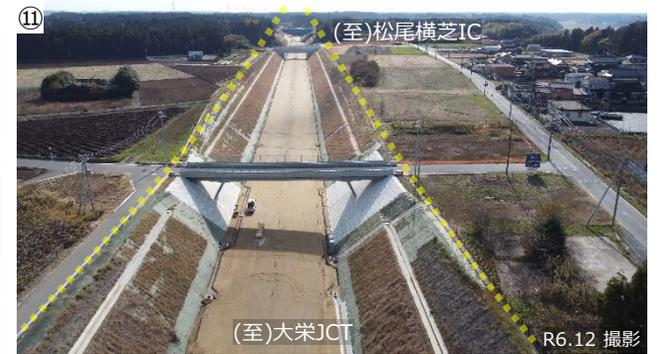


# 現在の進捗状況について（現況写真②）

## ■ 工事進捗状況（国施工区間：No35+80～No83+00）



出典：国土地理院

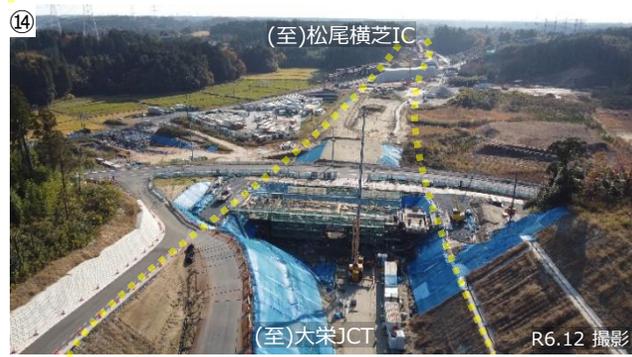


# 現在の進捗状況について (現況写真③)

## ■ 工事進捗状況 (NEXCO施工区間 : No83+00～松尾横芝 I C )



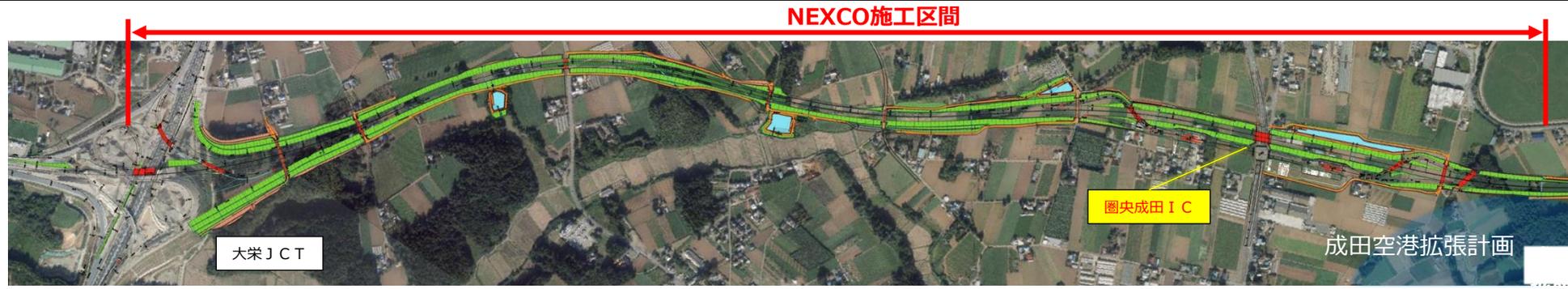
出典：国土地理院



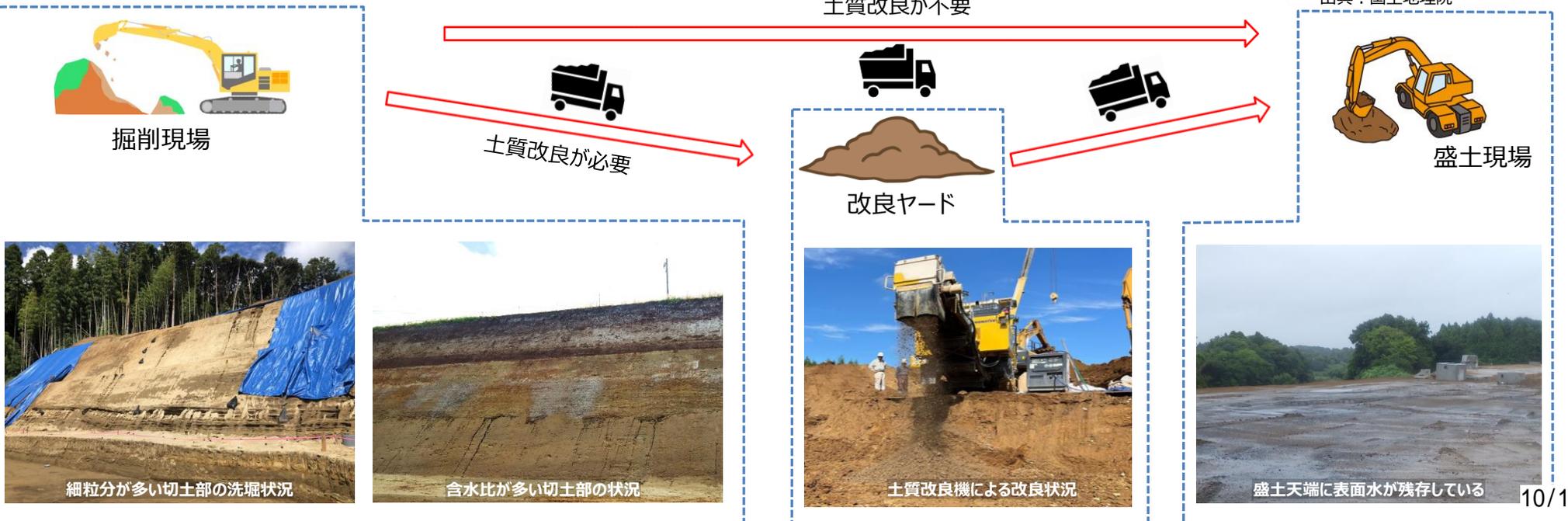
# 課題の状況について

## 土の性状による盛土の作業能力低下

- 盛土に使用を想定していた切土発生土は、含水比が高く締め固まらない粘土質であったため、含水比を低下させるために石灰と混ぜる改良を実施してきた。
  - 切土発生土は、依然として含水比が高い土と含水比は高いものの、強度が不足している土が不均一に発生しており、土質改良やばっ気※に手間を要している。
  - また、土質改良が不要な切土発生土においても、降雨により盛土天端等の地盤が緩くなることもあり、盛土の作業能力が低下する事象が発生している。
  - 現在は、改良ヤードや改良機の追加確保を行い、作業能力の回復を図りつつ、工程への影響を確認しながら工事を推進している。
- ※ばっ気とは、自然に土の含水比を低下させること。



出典：国土地理院



# 今後の開通見込みについて

## 今後の開通見込み

- 用地未取得箇所、芝山トンネルの掘削、重金属の対応及び機能補償道路工事（跨道橋）の入札不調などの課題の解決が図られてきており、引き続き大栄JCT～松尾横芝IC間は令和8年度までの開通を目指す。
- なお、大栄JCT～多古IC間は、土の性状による盛土の作業能力低下等の課題はあるものの、改良ヤードや改良機の追加確保を行い、工程への影響を確認しながら、引き続き、1年程度前倒しを目指し工事を進めていく。



※大栄JCT～多古IC間は、1年程度前倒しでの開通を目指す<sup>11/12</sup>

# インターチェンジ名称の決定について

- インターチェンジの名称は、千葉県内の道路管理者等で組織する道路標識適正化委員会の意見を踏まえ決定された名称原案をもとに、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による所定の手続きを経て「圏央成田（けんおうなりた）インターチェンジ」、「多古（たこ）インターチェンジ」に決定。



決定した名称	圏央成田（けんおうなりた）インターチェンジ	多古（たこ）インターチェンジ
これまでの名称	（主）成田小見川鹿島港線インターチェンジ	国道296号インターチェンジ
名称の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在する市町村名を基本に名称を選定</li> <li>・同一地域内に同一種類のインターチェンジ等が2以上あることから、路線名を冠することで違いも明確</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在する市町村名</li> <li>・同一地域に連絡等施設がなく混同をきたさない</li> </ul>
名称決定までの経緯	千葉県内の道路管理者等で組織する道路標識適正化委員会の意見を踏まえ、決定された名称原案をもとに、（独）日本高速道路保有・債務返済機構による道路整備特別措置法第8条第1項第25号に基づく「標識の決定」手続きを令和6年10月17日に完了し、決定。	